

東部広域行政管理組合可燃物処理施設に係る環境影響評価手続きについて

平成 2 5 年 2 月 1 日

県環境影響評価審査会事務局

1 計画中の施設の概要

事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長） / 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の 1 市 4 町で構成される一部事務組合

施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：270 トン / 日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

2 環境影響評価手続きの進捗

平成 2 1 年 9 月 1 日：方法書の公告・縦覧の開始（環境影響評価手続きの開始）

【方法書に対する環境影響評価審査会開催（3 回）】

平成 2 2 年 1 月 2 0 日：方法書に対する知事意見の送付

【環境アセス（調査・予測・評価）実施】

平成 2 4 年 3 月 3 0 日：環境影響評価準備書の送付

4 月 1 3 日：準備書の公告・縦覧の開始（5 月 1 4 日まで）

8 月 1 日：住民意見及びそれに対する事業者見解書の送付（県及び鳥取市）

【準備書に対する環境影響評価審査会開催（4 回）】

1 0 月 3 1 日：準備書に対する知事意見の送付

平成 2 5 年 1 月 2 1 日：環境影響評価書の送付

3 月 2 1 日：評価書に対する知事意見の送付（2 月以内）

準備書とは、環境影響評価結果の 1 次とりまとめ書

評価書とは、準備書に対する意見を勘案し、事業者が必要に応じて修正等を加えた文書

3 環境影響評価条例手続きの流れ

鳥取県環境影響評価条例の手続きフロー図（概要）

方法書（調査・予測・評価） 準備書 評価書 許認可・事業着手） 事後調査



今後のスケジュールについて

平成 2 5 年 2 月 1 日 (金) 第 5 回環境影響評価審査会

平成 2 5 年 2 月下旬ごろ 第 6 回環境影響評価審査会

平成 2 5 年 3 月 2 1 日 (木) までに事業者にも県知事意見を述べる